

議案第 30 号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例

南あわじ市手数料条例（平成 17 年南あわじ市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍の部中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）の施行の日から施行する。

南あわじ市手数料条例新旧対照表

現 行				改 正 案				備 考
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
区分	手数料の種類	単位	手数料の額	区分	手数料の種類	単位	手数料の額	
戸籍	戸籍の謄抄本又は戸籍証明手数料	1通につき	450円（多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、個人番号カード又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号） <u>第12条の2第4項第2号ロ</u> に規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明	戸籍	戸籍の謄抄本又は戸籍証明手数料	1通につき	450円（多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、個人番号カード又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号） <u>第12条の2第4項第3号ロ</u> に規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明	

	<p>用電子証明書を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を使用することにより自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。以下同じ。)によるものにあつては、350円)</p>		<p>用電子証明書を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を使用することにより自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。以下同じ。)によるものにあつては、350円)</p>	
<p>除籍の謄抄本又は除籍証明手数料～届書その他市町村長の受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料 略</p>		<p>除籍の謄抄本又は除籍証明手数料～届書その他市町村長の受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料 略</p>		
<p>住民基本台帳～その他 略</p>		<p>住民基本台帳～その他 略</p>		
<p>注1～注8 略</p>		<p>注1～注8 略</p>		